



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社  
代表者名 代表取締役社長 牧 貞夫  
(コード番号 8933 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役財務部長 香月 重人  
(TEL 03-6811-6424)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 30 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 25 条(取締役の責任免除)および第 32 条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。なお、第 25 条(取締役の責任免除)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 | 平成 27 年 6 月 23 日(火曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生予定日      | 平成 27 年 6 月 23 日(火曜日) |

以上

別紙

<定款変更の内容>

(下線部は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役の責任免除)            第25条 (省 略)            2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除)            第32条 (省 略)            2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)            第25条 (現行どおり)            2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除)            第32条 (現行どおり)            2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>